

教育法規

～学校職員の勤務時間、休暇等に関する
規則の一部改正について～

教職員課

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成 17 年埼玉県教育委員会規則第 20 号）」が平成 17 年 4 月 1 日から施行された。

1 改正の概要

(1)育児休暇の取得期間及び取得単位の拡大

取得期間を、「生後 2 年に達しない生児を育てるため学校職員から請求があった場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、生後 2 年に達する日を限度とする期間において生児を育てる場合」に改める。

また、取得単位を「1 日 2 回それぞれ 45 分」から「1 日 2 回とし、1 日を通じて 90 分を超えない範囲内の時間」に改める。

(2)子の看護のための休暇の名称変更並びに取得事由及び取得日数の拡大

休暇の名称を「子の看護のための休暇」から「子育て休暇」に改める。

取得事由を、「子の看護を行う場合、子に後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助を行う場合、子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付き添いを行う場合、子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合」に改める。取得日数を、「一年において 5 日の範囲内の期間」から「一年において 7 日の範囲内の期間」に改める。

(3)出産補助休暇の取得事由の拡大

取得事由を、「妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき」から「妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」に改める。

(4)男性職員の育児参加のための休暇の新設

学校職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに、5 日の範囲内においてその都度必要と認められる期間で休暇を取得できるものとする。

2 改正に当たっての留意事項

(1)について・・・取得の単位が、それぞれ 45 分から 1 日を通じて 90 分を超えない範囲内（30 分・45 分・60 分を単位）となる。

(2)について・・・子育て休暇「中学校就学の始期に達するまでの子」が対象となる。また、子が在籍する学校等の実施する行事とは、入学（園）式・卒（園）業式となり、承認には、学校等からの通知等を提出させて確認する。

(2)・(3)・(4)について・・・この休暇は 1 日又は 1 時間を単位として与えられる。1 時間を単位とする休暇を日に換算する場合 8 時間をもって 1 日とする。

社会情勢の変化に応じて、法規等も改正される。今回の改正は、学校職員の子育てに配慮した内容であり、各学校では、改正の主旨を理解し、適切に処理していくことが大切である。